

市内の空間放射線量測定状況

市内の放射線量測定結果は下記のとおりで、測定したすべての地点で基準値を下回りました。☎生活衛生課 ☎25-5202

表1 市内の空間放射線量測定結果

測定箇所	地表からの高さ	11/17
歴史文化伝承館 南側玄関前	0cm	0.067
	50cm	0.057
	100cm	0.059
	150cm	0.053
吉田総合支所	0cm	0.078
	50cm	0.071
	100cm	0.063
	150cm	0.075
大滝総合支所	0cm	0.095
	50cm	0.091
	100cm	0.078
	150cm	0.073
荒川総合支所	0cm	0.084
	50cm	0.093
	100cm	0.073
	150cm	0.074

※単位：マイクロシーベルト毎時
 ※簡易測定器による測定のため、あくまでも参考値です。
 ※使用測定器：「環境放射線モニタPA-1000Radi」
 ※測定値に低下傾向が見られることから、事故から2年半が経過した平成25年9月から、測定を月1回に変更しました。
 ☆国の基準：年間1.0ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）
 （国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告で示された平常時年間放射線量の限度）

表2 大滝地域の空間放射線量測定結果

測定箇所	地表からの高さ	11/17
大血川溪流観光釣場付近	0cm	0.109
	50cm	0.086
	100cm	0.079
	150cm	0.103
川又観光トイレ	0cm	0.107
	50cm	0.107
	100cm	0.090
川又：入川橋付近	0cm	0.121
	50cm	0.112
	100cm	0.102
栃本消防団詰所	0cm	0.094
	50cm	0.082
	100cm	0.085
	150cm	0.087
滝沢サイクルパーク	0cm	0.075
	50cm	0.075
	100cm	0.078
	150cm	0.082
中津川こまどり荘	0cm	0.065
	50cm	0.065
	100cm	0.073
	150cm	0.112
仏石山トンネル付近	0cm	0.094
	50cm	0.094
	100cm	0.093
	150cm	0.084
三峰駐車場	0cm	0.077
	50cm	0.077
	100cm	0.075

学校給食等の放射能測定を実施

これまで市で実施した学校給食等の放射能測定結果について、放射性物質はすべて「不検出」でした。測定結果の速報等は、市HPで公表しています。

※「不検出」とは「検出下限値」未満のことです。

「検出下限値」は検体の比重によって異なります。

☎保健給食課 ☎22-2443

食品中の放射能セシウムの基準（参考）単位：Bq/kg			
飲料水	10	一般食品（肉・卵・魚・その他）	100
牛乳	50	乳児用食品	50

※数値はセシウム134、137の合計
厚生労働省（平成24年4月1日施行）

- ・検体説明：給食1食分は、測定日当日のものを測定しています。
- ・検査機器：株式会社テクノエーピー T N300B ベクレルモニター 高感度NaI (TI) シンチレータ φ3×3

2014年11月 放射能測定施設・食材の検体一覧表

11/4(水)	原谷小田園	れんこん(茨城県産)、小松菜(埼玉県産)	11/13(木)	一小滝中	にんじん(北海道産)、はくさい(茨城県産)
11/5(水)	一中北	はくさい(長野県産)、もやし(埼玉県産)	11/14(金)	高篠原	たまねぎ(北海道産)
11/6(木)	影森小荒川	れんこん(茨城県産)、ごぼう(青森県産)	11/17(月)	一小滝中	だいこん(千葉県産)、里いも(埼玉県産)
11/7(金)	一小滝中	キャベツ(山梨県産)、小松菜(埼玉県産)	11/18(火)	原谷小影森	里いも(宮崎県産)、キャベツ(埼玉県産)
11/10(月)	影森小荒川	たまねぎ(北海道産)、ほうれん草(埼玉県産)	11/19(水)	一小滝中	たまねぎ(北海道産)、にんじん(千葉県産)
11/11(火)	一中北	さつまいも(千葉県産)、にんじん(北海道産)	11/20(木)	影森小荒川	じゃがいも(北海道産)、だいこん(千葉県産)
11/12(水)	原谷小花の木園	じゃがいも(北海道産)、いんげん(埼玉県産)	11/21(金)	原谷小日野田	にんじん(千葉県産)、たまねぎ(北海道産)

☒：共同調理場 ☒：保育所 ※「北部」：下吉田

☎下水道課 ☎25-5218
 ※市設置の浄化槽は市が検査機関に依頼しますので、使用者が検査依頼をする必要はありません。

検査のお申込み、問合せはこちら
 《埼玉県指定検査機関》
 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
 ☎048-1533-4700

お宅の浄化槽は毎年法定検査を受けていますか？個人で設置した浄化槽は、管理者が指定検査機関に依頼して法定検査を受検しなければなりません。
 浄化槽を長くお使いいただくためにも、浄化槽の法定検査を受検しましょう。

化槽法によって義務付けられています。



定期的な保守点検と槽内の清掃のほか、埼玉県指定の検査機関による法定検査を受検し、適正な維持管理を行うことが浄化槽法によって義務付けられています。

浄化槽をお使いの皆さん、浄化槽の法定検査を受検しましょう！

